事業系廃棄物の適正処理マニュアル

事業系廃棄物とは

デパート、スーパー、飲食店、事務所、工場、農家、商店、公共機関（例：市役所）など、全ての事業所の事業活動に伴って生じた廃棄物(※)のことで、「産業廃棄物」（法律で定められた20種類）と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

※「家庭生活から出るごみ以外のごみ」のことを指し、自治会や部活動、スポーツ少年団などの活動に伴って生じたごみも含みます。

事業系廃棄物

- **産業廃棄物**：事業活動により生じたもので、法令で定める20種類の廃棄物 【2ページ参照】
  - **特別管理産業廃棄物**：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの 【3ページ参照】
- **事業系一般廃棄物**：事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物（法令で定められた20種類）に該当しないもの 【4ページ参照】
  - **特別管理一般廃棄物**：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの 【4ページ参照】

事業系廃棄物の処理は、事業者の責務です

事業系廃棄物については、家庭から排出されるごみ（生活系廃棄物）とは区別され、事業者自らの責任による処理が義務付けられています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（抜粋）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3　事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」（抜粋）

第４条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

ルールを守って処理しましょう

違反者には、５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金若しくはこの両方が科せられます。

ごみの焼却は、法律により一部の例外を除いて、禁止されています。

ごみの不法投棄は法律により禁止されています。

産業廃棄物

下記の２０種類については、法令で産業廃棄物に指定されています。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ピルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	空きカン、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(空きビン、板ガラス)、耐火レンガくず、コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）など
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	⑪がれき類	工作物の除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類、物品賃貸業に係るもの、パレットなど
	⑮繊維くず	衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業に係るもの(工作物の新築･改築又は除去に伴い生じた繊維くず)
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	⑰動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生じる食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

処理方法

保　管

○ 産業廃棄物を保管する際は、保管基準を遵守しましょう。

○ 掲示板の設置や、廃棄物の飛散流出、地下水汚染防止のための囲いや必要に応じて容器の設置が必要です。

次のいずれかの方法で処理してください。

処理施設への自己搬入

○ 事業者自らが産業廃棄物を運搬する場合は、車両の表示、書面の備え付け（携帯）が必要となります。

許可業者への委託契約

1 産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、都道府県知事又は政令市長から許可を受けている業者へ委託しなければなりません。

2 委託契約の締結が必要です。

① 収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約を締結しなければなりません。

② 契約書は５年間保存しなければなりません。

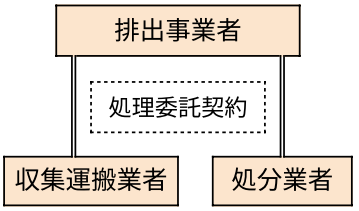

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。

① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬受託者又は処分受託者に対し、所定の事項を記載した紙マニフェスト又は電子マニフェストを交付しなければなりません。

② 事業者は、紙マニフェストの写しを５年間保存しなければなりません。

③ 事業者は、毎年６月３０日までに、その前年度に交付した紙マニフェストの交付実績を宮崎市に報告しなければなりません。

お問合せ先

○産業廃棄物の処理について　（一社）宮崎県産業資源循環協会　TEL0985-26-6881
ホームページアドレス　https://www.miyazaki-sanpai.com

○マニフェストについて　宮崎市環境部循環社会推進課　TEL0985-21-1761

産業廃棄物　（具体例と処理方法）

パ ソ コ ン

資源有効利用促進法の施行により、使用済パソコンはメーカーに回収・再資源化が義務付けられています。

次の順位で処理してください。
①各メーカーに事業系パソコンとしての回収を依頼する。
②産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

家　電　製　品

エアコン・テレビ
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機

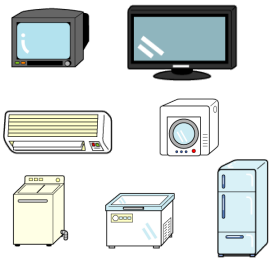

家電リサイクル法の施行により指定された家電製品は、リサイクルが義務付けられています。
以下のいずれかの方法で処理してください。

①家電小売店へ引き取りを依頼する。
②産業廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。
③家電メーカーの指定引取り場所へ直接搬入する。

※いずれの場合でも家電リサイクル料金が必要です。
※①と②の場合は、別に収集運搬料金がかかります。
※②と③の場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入してください。
※③の場合の指定引取り場所は次のとおりです。
　太信鉄源㈱　宮崎市大字赤江字飛江田８６９番地１　℡0985-53-6510
　九州産交運輸㈱　宮崎市大字島之内６３３２番地１　℡0985-37-0118
※対象品目かどうか不明な場合は、各メーカーにお問合せください。
※リサイクル料金のお問合せ先
　（一財）　家電製品協会　家電リサイクル券センター
　℡0120-319-640（フリーダイヤル）

特別管理産業廃棄物

種類		概要	処理方法
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	管理責任者の選任 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければなりません。 処 理 方 法 事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。
廃酸		著しい腐食性を有するｐＨ2.0以下の廃酸	
廃アルカリ		著しい腐食性を有するｐＨ12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物＊		医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油	
	ＰＣＢ汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類	
	ＰＣＢ処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの★	
	廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等＊ ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀	
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥★	
	鉱さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの★	
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの	
	燃え殻＊	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	
	ばいじん＊	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	
	廃油＊	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの★	
	汚泥、廃酸又は廃アルカリ＊	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	

（備考）　これらの廃棄物を処分するために処理したものも特別管理廃棄物の対象
＊印：排出元の施設限定あり
★印：廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

事業系一般廃棄物

※業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

種類		具体例	処理方法
燃やせるごみ	生ごみ	調理くず、残飯、茶がら、卵の殻、貝殻など	次のいずれかの方法で処理してください。 ◎　一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する ◎　処理施設へ自己搬入する
	※食料品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。		
	リサイクルできない紙類	感熱紙、紙コップ、写真、カーボン紙、ノンカーボン紙など	
	小枝・落葉・木製品	剪定枝、草花、落葉、木製品 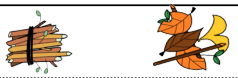	
	※建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。		
古紙類		新聞紙、ダンボール、雑誌類（週刊誌、書籍、パンフレット、カタログ、空き箱、菓子箱、紙袋、封筒、メモ用紙　など（名刺大以上のもの））、OA用紙（コピー用紙、コンピュータ用紙）、飲料用紙パック（500cc以上） ※印刷業、製紙業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。	古紙類の注意点 次の物は取り除いてください。 粘着テープ、金属クリップ、フィルム類、ガラス製品、ファイル金具、輪ゴム、ホッチキス

宮崎市では、***従業員の飲食に伴う以下のものに限り***、事業系一般廃棄物として処理しています。

資源物	プラスチック製容器包装類	・中身を出して、洗ってください。 ・業務上で使用した廃プラスチック類は産廃です。	次のいずれかの方法で処理してください。 ◎　一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する ◎　処理施設へ自己搬入する
	ペットボトル	・蓋とラベルを外して、中を洗ってください。	
	缶・びん（注）	・蓋を外して、中を洗ってください。 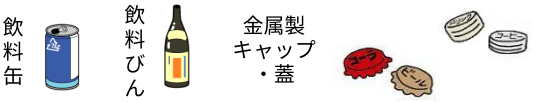	（注）令和６年４月より缶・びんの金属製キャップ、蓋も資源物として処理できるようになりました。

※蛍光管、乾電池については、「産業廃棄物」として処理をお願いします。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者

宮崎市ホームページで閲覧できます。
URL　https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/
ホーム＞くらし・手続き＞ごみ・環境＞事業系ごみ

事業系一般廃棄物の処理施設

種類		処理手数料	処理施設	お問合せ先	受入時間
燃やせるごみ	生ごみ、ﾘｻｲｸﾙできない紙類等	100kgごとに660円（100kgに満たないときは100kgとして計算）（R9.4.1～990円に改定）	エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町6176-1 ☎　0985(30)6511	・月曜～土曜　8時30分～17時（祝・休日は休み） ・月曜が祝・休日の場合、8時30分～11時30分 ・毎月第３日曜　8時30分～12時、13時～17時
資源物	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装類、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ、缶・びん、缶・びんの金属製ｷｬｯﾌﾟ、蓋	無料			
古紙類	新聞紙、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ、雑誌類、OA用紙等	宮崎地区製紙原料直納協同組合（TEL0985-39-2110）へお問合せください。			
生ごみ、木くず		リサイクルできる施設については、循環社会推進課（TEL0985-21-1761）へお問合せください。			

特別管理一般廃棄物

種類	概要	種類	概要
PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ･廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん		

お問合せ先	宮崎市　環境部　循環社会推進課　TEL0985-21-1761　FAX0985-22-3522 ホームページ　https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/

（令和８年４月改訂）